

踏切調査実施要領の制定について（通達）

平成 11 年 3 月 9 日

熊交規甲第 692 号

踏切事故は、近年踏切の改良・整備等によって減少化の傾向にあるものの、一度発生すると大惨事を招くばかりでなく、列車の大量公共輸送機関としての機能と使命を阻害することとなり、県民生活に重大な影響を及ぼすこととなる。

このため、踏切に関する基礎資料を収集、保管、活用することにより、踏切事故の絶無を図るため、このたび「踏切調査実施要領」を制定し、平成 11 年 4 月 1 日から運用することとした。

なお、「踏切の実態調査および踏切カードの取扱要領について」(昭和 39 年 11 月 16 日付け熊交一第 4083 号例規)は廃止する。

記

別添

踏切調査実施要領

第 1 目的

この要領は、踏切の構造、保安施設及び交通規制等の実態を把握し、踏切関係施設の改良・整備を促進することによって、踏切道における安全かつ円滑な通行を確保することを目的とする。

第 2 カード作成

警察署長は、警察署の管内に敷設されている鉄軌道の全踏切について踏切の構造等を調査し、踏切調査カード（別記様式。以下「カード」という。）を作成するものとする。

第 3 作成に当たっての留意事項

- (1) 踏切の調査に際しては、道路管理者、鉄軌道事業者、市町村（以下「道路管理者等」という。）と連携を保持し、効果的な調査を実施すること。
- (2) カードの記載事項のみにとらわれず、真に踏切事故防止対策に反映する的確な実態把握に務めること。

第 4 カード作成要領

カードの作成要領は次のとおりとする。

1 会社名

九州旅客鉄道株式会社（通称名 JR）、私鉄等の会社名を、熊本市電の場合は熊本市交通局と記入すること。

2 路線名

各線ごとに起点から終点の順に作成すること。

路線表 (略)

3 踏切名

鉄軌道事業者が、常用している名称を記入すること。

4 踏切種別

種別は次の区分とする。

- (1) 1種踏切 一日中警手が遮断機を操作するもの又は、自動遮断機が設置されているもの
- (2) 2種踏切 一日のうち一定時間内の通過鉄道車両に関し、手動の遮断機が設置されているもの
- (3) 3種踏切 警報機のみ設置されているもの
- (4) 4種踏切 上記以外で遮断機及び警報機のいずれも設置されていないもの

5 踏切状況

(1) 構造等

ア 踏切長

遮断機がある場合は遮断機相互間の距離、遮断機がない場合は道路の中心線に沿って測定した左右管理境界線間の距離を記入すること。

イ 踏切幅員

道路中心線に対し直角方向で測定し、その最短距離を記入すること。
この場合において歩道が設置されている場合は()に内数で記入すること。

ウ 交角

鉄道の中心線と道路の中心線が直角に交わる場合は90度とし、その他の場合は起点側の鋭角をその角度として記入すること。

エ 踏切見通距離

道路通行者が当該踏切道を見通す場合をいい、道路中心線1.2メートルの高さにおいて、当該道路の延長線上にある踏切道を判別し得る最大距離を記入すること。

なお、起点から終点に向かって軌道の左側を「左側」、右側を「右側」とする。

オ 道路幅員

踏切幅員と同様の要領とし、路肩にガードレール等が設置されている場合はその内側まで、設置されていない場合は路肩までの距離をそれぞれ記入すること。

なお、車道及び歩道は、道路構造令(昭和45年政令第320号)第2

条に従うこと。

カ 道路勾配

接続する道路の踏切道の両側 30 メートルまでの区間の縦断勾配で最急勾配を記入し、道路から踏切道に向かって上り勾配を「+」下り勾配を「-」とすること。

なお、単位は 100 分率とし、水平の場合は勾配記入欄に「0」と記入すること。

(2) 保安施設等

ア 遮断方式

全 道路の全部を遮断する方法をいう。

半 道路の半分を遮断する方法をいう。

イ 支障報知

非常時に列車停止用に取扱う報知装置（踏切に押ボタンで設置）をいう。

ウ 故障表示器

警報機や遮断機が故障した場合に「故障」を表示する装置をいう。

6 踏切規制状況

(1) A 規制 自動車の全面通行禁止

(2) B 規制 二輪自動車、農耕用車両又は軽自動車以外の自動車の通行禁止

(3) C 規制 大型車の通行禁止

(4) D 規制 上記以外の交通規制（一方通行、車幅等による通行禁止）

7 規制内容

(1) 規制種別

規制内容を記入すること。

(2) 意思決定日

交通規制の公安委員会意思決定日を記入すること。

(3) 規制番号

警察署の公安委員会意思決定番号を記入すること。

(4) 道路標識等設置年月

道路標識の設置年月を記入すること。

(5) 停止線の有無

停止線設置の有無を○で囲み、設置されている場合は設置年月を記入すること。

第5 カードの整理保管

1 警察署長は、カードを作成したときは、その写しを熊本県警察本部交通

規制課長（以下「交通規制課長」という。）へ送付しなければならない。

- 2 警察署長は、道路管理者等との合同点検並びに改良・整備要請等を行った場合及び踏切の現状等に変更が生じた場合は、その都度カード整理区分欄に該当事項を記入するとともに、カードの写しを交通規制課長に送付しなければならない。
- 3 警察署長は、踏切が廃止されたときは、カードを廃棄するとともに交通規制課長に報告しなければならない。
- 4 警察署長は、カードの管理の適正を図るため、交通規制を担当する者の中からカードの保管責任者を定めるものとする。

第6 道路管理者等への改良・整備要請

- 1 警察署長は、点検、住民等の通報等により車両等の安全かつ円滑な通行に支障があると認めた場合は、道路管理者等に対し迅速、的確な改良、整備を要請するものとする。
- 2 警察署長は、踏切事故が発生した場合は、横断車（者）の不注意であっても、綿密に調査し、踏切の構造、保安施設、交通安全施設等の問題点の発見に努め、必要により道路管理者等へ改良、整備要請を行うものとする。

別記様式（略）